

川越市自治会連合会会則

(名 称)

第1条 この会は、川越市自治会連合会と称する。

(目 的)

第2条 この会は、自治会の健全な発展を助長し、市との緊密な連絡協調を図りもって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自治会相互の連絡に関する事。
- (2) 自治会活動の総合計画に関する事。
- (3) 行政機関及び関係団体との連絡協調に関する事。
- (4) 会員等の慶弔及び表彰に関する事。
- (5) その他、この会の目的達成のため必要な事。

(組 織)

第4条 この会は、この会の趣旨に賛同する自治会をもって組織する。

- 2 この会に、支会を置く。
- 3 この会に加入しようとする自治会は、当該地域の支会に加入しなければならない。

(支 会)

第5条 支会は、隣接する自治会により組織する。

- 2 支会には、支会長及び副支会長を置く。
- 3 支会の設立は、総会において承認する。
- 4 支会に関する必要な事項は、別に定める。

(役 員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 3人
- (3) 常任理事 支会長をもって充てる
- (4) 理 事 副支会長をもって充てる
- (5) 監 事 4人以内
- (6) 特別役員 市自治組織担当副市長

- 2 会長及び副会長は、常任理事の中から理事会が推薦し、総会で承認を得る。
- 3 監事は、自治会長の中からから理事会が推薦し、総会で承認を得る。
(相談役)

第7条 この会に相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

(職務)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 常任理事及び理事は、この会の運営に関する事項を審議する。
- 4 監事は、この会の会計及び庶務を監査し、その結果を総会で報告する。
- 5 特別役員及び相談役は、会務について相談に応じる。

(任期)

第9条 第6条第1項第1号から第5号までの役員の任期は2年とし、再任することを妨げない。

- 2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまで在任する。

(会議)

第10条 この会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会
- (4) 正副会長会

(総会)

第11条 総会は、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の要請があったときは、臨時に開催することができる。

- 2 総会は、各自治会長をもって構成する。
- 3 総会は、次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 事業計画及び収支予算の決定に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 役員の承認に関すること。
 - (4) 事業報告及び収支決算の承認に関すること。
 - (5) その他この会の運営に関する重要な事項に関すること。

(理事会)

第12条 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上の要請があったときに開催するものとする。

- 2 理事会は、第6条第1項第1号から第4号の役員をもって構成する。
- 3 理事会は、次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 諸規程の制定及び改廃に関すること。

- (2) 総会提案事項に関すること。
- (3) その他この会の運営に関する重要なこと。

(常任理事会)

- 第13条 常任理事会は、必要に応じて開催する。
- 2 常任理事会は、第6条第1項第1号から第3号の役員をもって構成する。
 - 3 常任理事会は、次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 官公署等からの委任に関すること。
 - (2) その他必要と認められる事項に関すること。

(正副会長会)

- 第14条 正副会長会は、会長が必要と認める会議の方針及び会議の原案、その他緊急事項等について審議し処理する。

(専門委員会)

- 第15条 この会の事業を円滑に推進するため、常任理事会に専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会の決定事項は、常任理事会に報告し承認を得るものとする。

(招集及び議長)

- 第16条 総会及び理事会並びに常任理事会は、会長が招集する。
- 2 専門委員会は、委員長が招集する。
 - 3 総会の議長は、常任理事の中から総会で選出する。
 - 4 理事会及び常任理事会は、会長が議長となる。

(定足数及び表決)

- 第17条 会議は、構成員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。ただし、総会においては、委任状をもって出席にかえることができる。
- 2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(事務局)

- 第18条 この会の事務局を、川越市役所自治組織主管課内に置く。
- 2 事務局に、事務局長及び書記若干名を置き、市長の同意を得て会長が委嘱する。
 - 3 書記は、会長の命を受け会計及び庶務に従事する。

(会計)

- 第19条 この会の経費は、会費・補助金その他の収入をもって充てる。
- 2 会費は、別途定める。

(会計年度)

- 第20条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもつ

て終わる。

(経費の支弁)

第21条 役員及び専門委員会委員がこの会の会議に出席、又は出張したときは、その経費を支弁することができる。

(脱 会)

第22条 支会を脱会したものは、この会を脱会したものとみなす。

(委 任)

第23条 この会則に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

附 則

- 1 この会則は、昭和59年5月22日から施行する。
- 2 川越市自治連合会会則（昭和47年2月17日制定）は、廃止する。

附 則

この会則は、平成3年5月22日から施行する。

附 則

この会則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成7年6月2日から施行する。
- 2 この会則施行の際、現に第6条第1項の職にある者の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、平成8年度通常総会までとする。

附 則

- 1 この会則は、平成13年5月22日から施行する。
- 2 改正後の会則第6条第1項第2号の規定により、新たに副会長となる者の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、平成14年度通常総会までとする。

附 則

この会則は、平成17年5月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年5月24日から施行する。